

入 札 説 明 書

この入札説明書は、伯耆町財務規則（平成17年伯耆町規則第43号。以下「財務規則」という。）、及び本件公告に定めるもののほか、本件業務に係る入札等に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

第1 入札条件

- (1) 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (2) 入札者は、入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、金額はこれを改めることができない。
- (3) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の10分の100に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 委任状及び入札者のあて名は「伯耆町長 森安 保」とする。
- (5) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本件公告に示した競争入札参加資格のない者の入札
 - イ 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
 - ウ 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者の入札
 - エ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - オ 記名押印のない入札
 - カ 金額数字の不鮮明な入札
- (6) 入札執行の完了に至るまでは、次の手続きによりいつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前であっても、入札辞退届を持参又は郵送すること。
 - イ 入札執行中であっても、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。
- (7) 開札後、落札者がいない場合には、再度入札できるものとし、その回数は2回までとする。ただし、3回目までの全ての入札において落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づき随意契約により契約を締結することができるものとする。

第2 その他必要な事項

- (1) 落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退することは出来ないものとする。
- (2) 入札終了後、落札者は、課税事業者または免税事業者である旨の届出書を提出する

こと。

- (3) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出しなければならない。
ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 開札前に天災地変等のやむを得ない事情が生じたとき、又は入札に際し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (5) 自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号の一に該当すると認められる者は入札資格を取り消し、その後 2 年間競争入札に加わらせないことがある。なお、入札資格を取り消し、又は競争入札に加わらせないこととした者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

伯耆町長 森安 保 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

業 務 名 : 令和6年度松くい虫特別防除業務 (地上作業)

公 告 日 : 令和6年4月19日

私は、上記の入札に係る公告の「入札参加者の資格」の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので入札参加資格の確認を申請します。

質 問 書

業 務 名	令和6年度松くい虫特別防除業務（地上作業）
公 告 日	令和6年4月19日
質 問 者 名	会 社 名： 代 表 者 名： 連 絡 先：電話 質 問 者： ファクシミリ
提出年月日	年 月 日
質 問 事 項	

入 札 書 (第 回)

伯耆町長 森安 保 様

伯耆町財務規則（平成17年伯耆町規則第43号）、入札説明書、仕様書等を熟覧
のうえ、次のとおり入札します。

年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

代理人 住 所
氏 名 印

業 務 名	令和6年度松くい虫特別防除業務（地上作業）
入札金額	金 _____ 円

委 任 状

伯耆町長 森安 保 様

私は、住所 _____ 氏名 _____ を代理人と
定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

受任者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

業 務 名	令和6年度松くい虫特別防除業務（地上作業）
-------	-----------------------

令和6年度松くい虫特別防除業務（地上作業）仕様書

- 1 業務名 令和6年度松くい虫特別防除業務（地上作業）
- 2 業務場所 西伯郡伯耆町丸山、添谷、岩立、父原、船越地内
- 3 業務期間 令和6年5月13日から令和6年7月31日
- 4 業務量
 - 薬剤散布面積 286ha（散布面積143ha×2回）
 - 一般散布薬剤量 8,581リットル（MEP80（スミパイン乳剤）18倍液）
 - 薬剤原液 476.762リットル
 - 飛散防止剤量 12リットル（展着剤（レインコート））
 - 散布用標識設置 38箇所
 - 薬剤落下確認紙設置回収 58枚（散布1回当たり29枚×2回）
 - 詳細は明細書に記載するとおりとする。
- 5 業務内容
 - (1) 業務の基本
 - 発注者及び受注者は、空中散布作業にあたり危害の防止に誠意を持って努め、安全な散布作業を実施するものとする。
 - (2) 法令等の遵守
 - 業務の実施に当たり適用される法令、農林水産航空事業の実施について（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）、農林水産航空事業実施ガイドライン（平成16年4月20日付け16消安第484号消費・安全局長通知、最終改正：平成20年7月15日付け20消安第3577号）等の通知を遵守し安全な作業を実施するものとする。
 - (3) 空中散布実施予定日時
 - 第1回 令和6年5月29日（水） 午前5：00～午前10：00まで
 - 第2回 令和6年6月19日（水） 午前5：00～午前10：00まで
 - なお、実施予定日時に気象条件等によって散布できない場合は、監督員、操縦士、整備士、地上作業責任者と協議の上実施日時を決定するものとする。
 - (4) 空中散布前の確認作業等
 - ① 散布区域の確認
 - 散布区域については、散布区域地図をもとに監督員と協議の上、標識の位置、危険箇所、障害物の位置、危被害注意箇所、農産物の生産圃場など散布に障害となるものの有無などについて確認するものとする。
 - ② 作業基地、機材等の確認
 - ヘリポートに配置する機材、薬剤、基地のマーク・等の位置については、空中作業業務を受注した業者（以下「散布業者」という。）と事前に現地で打合わせを行うものとする。配置した看板等の固定状況、薬剤調合積込機械等の配置状況、車両位置等を事前に散布業

者の確認を受けるものとする。

受注者は、薬剤積込作業等に従事する作業員に空中散布作業に関する安全教育を実施するものとする。

③ 散布区域の標識設置等

散布区域に設置する散布用標識は、散布区域地図をもとに監督員と協議のうえ、設置する樹木の樹高より上側に旗が出るよう天然繊維性のひも・縄でネブシ竹を正確に固定設置するものとする。設置後は、監督員に現地確認を受けるものとする。

④ 薬剤落下確認紙の設置と回収

薬剤落下確認紙は、監督員と協議のうえ設置場所を決定し、空中散布実施日の散布前に設置し、散布後に回収するものとする。風等で薬剤落下確認紙が移動・裏返り等を起こさないよう固定するものとする。

なお、使用する薬剤落下確認紙は5. 5 cm×9. 0 cmで台紙張りとする。

(5) 地上作業の実施内容

① 地上作業の基本

地上作業は、松くい虫を駆除するためヘリコプターを使用して行う薬剤散布作業の一部を担うもので、作業にあたっては人身被害等が発生しないよう安全に散布することを第一義とする。

② 薬剤の準備・確認

散布に必要な薬剤を、監督員が指示する作業基地（ヘリポート）に搬入するものとする。薬剤数量については、散布前、散布後に監督員の確認を受けるものとする。

③ 散布量・薬剤調合量

1 ha・1回当たり薬剤の散布量は30リットル（MEP80・18倍液、原液1.667リットル）とし、散布1回当たりの散布量、調合方法は散布業者と事前に打ち合わせを行い、薬剤を調合するものとする。

積み込み等作業は、危険防止のため、ヘリコプター整備士の指示に従うものとする。

薬剤取扱責任者を決定し、薬剤の調合が安全かつ円滑に実施できるようにするものとする。

④ ヘリポートの設置等

ヘリポートを確保するとともに、着陸地点を標示するものとする。なお、風圧による砂塵の発生が予測される場合は、適宜散水等を行うものとする。

⑤ 散布作業の中止

地上1.5mの位置における風速が5m/秒を超えるとき、又は降雨、濃霧の場合は、散布作業を行わないものとする。なお、散布作業開始後の気象条件の変化等による散布作業の中止、中断等については、監督員、操縦士、整備士、地上作業責任者が協議決定するものとする。

⑥ 散布時刻

散布可能な条件が整った場合、午前5時（日の出後）から散布を開始する。

⑦ 散布順序

散布順序については、散布前に監督員、操縦士、整備士、地上作業責任者が協議決定す

るものとする。

散布終了後、タンク洗浄を行うため整備士の指示に従って、タンク内に水を注入するものとする。

⑧ 危被害防止

薬剤積込作業に従事する者は、ヘルメット、手袋、マスク等を着用するものとする。

薬剤積込作業等に従事する作業員に対して、薬剤の取扱い、積込作業等の注意事項、作業の服装、健康状態等について事前に十分な安全教育を実施するとともに、作業日にこれらの確認を行い、事故防止に万全を期するものとする。

安全等確保費は、一般人、車両等への危被害を防止するため散布区域周辺において、散布前、散布中、散布後の安全を確保する人員に対する経費であるが、これについては、発注者が実施するため計上していない。

警告板設置の設置撤去は、発注者が実施するため計上していない。

⑨ その他

その他作業の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し協議するものとする。

(6) 成果品

① 写真

ア 薬剤数量（監督員の立会で散布前と散布後）

イ 薬剤調合状況（薬剤量、薬剤積込状況、希釈（水の投入）状況、薬剤調合量が確認できるものを散布日に各1枚）

② 産廃管理表（薬剤の空缶）

③ 薬剤落下確認紙58枚（散布1回当たり29枚×2回）

(7) その他

実施日の気象条件により、当日作業の期間が延長した場合は期間延長経費を計上し、変更契約を行う。

その他業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議決定するものとする。

別紙

松くい虫特別防除（地上作業）委託業務明細表

1 散布面積

作業基地名	散布剤型面積の内訳(ha)					散布場所
	一般散布	カーテン	スポット	ガンノズル	計	
丸山	190				190	別添計画図面 のとおり
添谷	36				36	
父原	60				60	
計	286				286	

(注)143ha×2回分

2 使用薬剤量

作業基地名	散布剤型別使用料の内訳(ℓ)					散布場所
	一般散布	カーテン	スポット	ガンノズル	計	
丸山	316.730				316.730	別添計画図面 のとおり
添谷	60.012				60.012	
父原	100.020				100.020	
計	476.762				476.762	

(注)143ha×2回分

3 使用薬剤名及び希釈倍率

使用薬剤名	散布剤型別区分	希釈倍率(%)	1回当たり散布量(ℓ/ha)
MEP乳剤 (有効成分含有量80%)	一般散布	18倍	30

4 標識等設置個所及び設置数量

標識旗の設置								落下確認調査紙の設置		警告版の設置		設置場所
白旗		赤旗		赤白旗		計						
か所	枚	か所	枚	か所	枚	か所	枚	か所	枚	か所	枚	
23	23	9	9	6	12	38	44	58	58	—	—	別添位置 図のとおり

令和6年度松くい虫特別防除業務（地上作業）委託契約書

委託者伯耆町（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）
とは、松くい虫特別防除事業業務（地上作業）を行うため、以下の条項により契約を締結する。

（事業の内容）

第1条 甲が乙に委託する事業の内容は、次のとおりとする。

作業の内容 松くい虫防除のためのヘリコプターによる薬剤散布に必要な地上作業

- (2) 事業実施期間 令和6年5月13日から令和6年7月31日まで
- (3) 事業実施面積 286ha
- (4) 事業実施場所 西伯郡伯耆町丸山地区内ほか
- (5) 作業方法 別添仕様書のとおり。

（委託料）

第2条 甲が乙に支払う委託料は 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の
額 円）とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除とする。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（作業内容の変更）

第5条 甲は、必要に応じて作業の内容を変更することができるものとする。

（作業中止の制限）

第6条 乙は、天候その他不可抗力によって作業の実施が不可能となった場合を除き、作業を中止することができない。

2 乙は、作業を中止する場合には、甲と協議するものとする。

（事業実施期間の変更）

第7条 天候等乙の責めに帰すことができない理由によって期間内に事業が完了しない場合は、甲乙協議して事業実施期間を延長することができるものとする。

（作業の準備）

第8条 地上作業の実施に必要な資材等は、すべて乙が準備し、甲はこれに協力するものとする。

（作業の指導及び確認）

第9条 甲は、作業の指導を行うとともに、実施状況を確認するものとする。

（事業完了の報告）

第10条 乙は、事業が完了したときは、速やかに別紙様式による実績報告書を甲に提出するものとする。

（検査結果の通知）

第11条 甲は、前条の実績報告書が提出されたときは、遅滞なく検査し、その結果を乙に通知するものとする。

（委託料の支払い）

第12条 乙は、前条の通知を受けたときは、甲に委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、請求書を受理した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

（甲の契約解除権）

第13条 甲は、乙が次の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、乙が作業に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰する理由により作業が遅滞し、契約期間内に事業完了が見込めないとき。
- (3) 乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除することによって損害を受けたときは、乙に対してその損害に相当する金額を損害賠償として請求することができるものとする。

3 甲は、第1項の規定により甲が契約を解除したとき、事業の一部完了部分があるときは、その出来形部分についての金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除権)

第14条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により乙が契約の目的を達することができないと認めるときは、契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により契約を解除することによって損害を受けたときは、甲に対してその損害に相当する金額を損害賠償として請求することができるものとする。

3 乙は、第1項の規定により乙が契約を解除したとき、事業の一部完了部分があるときは、その出来形部分について、甲はその金額を乙に支払うものとする。

(損害の賠償)

第15条 乙は、乙の雇用する者の故意又は過失により生じた損害（作業中第三者に与えた損害を含む。）の賠償は乙の負担とする。

(その他)

第16条 この契約の各条項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
町長 森安 保

乙

別 紙

令和6年度松くい虫特別防除事業実施報告書

伯耆町長
森 安 保 様

年 月 日付で契約した松くい虫特別防除委託契約書により、下記のとおり実施したので報告します。

年 月 日

住所
氏名

記

1. 散布実施面積

散布市町村名	作業基地名	作業種別面積の内訳(ha)			事業実施日
		一般散布	カーテン散布	計	

令和6年度松くい虫特別防除(地上作業)業務設計書

鳥取県西伯郡伯耆町丸山地内ほか

(事業区分:単県 地上作業)

審査者	産業課 課長 影山 孝宏	
設計者	産業課 主幹 森谷 征史	

経費総括表

区 分	経 費 (円)	備 考
事 業 費		千円止め 千円止め
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		
合 計		

地上作業明細表

費目	細分	形状・寸法等	数量	単位	単価	金額	単価表番号	備考
薬剤費	薬剤購入費	MEP80	476.762	リットル			共通単価表	1.667 $\frac{7}{10}$ ×286ha
	薬剤購入費	展着剤(レインコート)	12.0	リットル			共通単価表	
	薬剤運搬費	2tトラック	2.00	基地			個別単価No.2	期間延長経費対象
	薬剤運搬費(延期分)	2tトラック		基地			個別単価No.2	
	薬剤調合積込費	普通作業員	2.00	基地			個別単価No.3	期間延長経費対象
	薬剤調合積込費(延期分)	普通作業員		基地			個別単価No.3	
	小計							
薬剤散布費	作業基地設置費	刈り払い等	340.00	m ²			個別単価No.4	
	散布用標識設置費	散布用標識	6.00	箇所			個別単価No.5	赤白混合旗6箇所
	散布用標識設置費	散布用標識	33.00	箇所			個別単価No.5	(赤旗9箇所、白旗23箇所)
	薬剤落下確認費	落下確認紙	58.00	箇所			個別単価No.6	赤旗9箇所、白旗24箇所
	小計							期間延長経費対象
事業雑費	機械器具損料	ポンプ	2.00	基地			個別単価No.7+別紙1	
	機械器具燃料費	ポンプ	2.00	基地			個別単価No.9	
	小計							
合 計								
諸経費	共通仮設費		2.79	%				
	現場管理費		28.64	%				
	一般管理費等		24.52	%				
	小計							
総 計								

へりポート別散布面積一覧

へりポート	林班	小班	大字	散布面積	散布作業 2回分	草刈等 面積	備考
丸山	4	J		65.00	130.00		
	5	A		30.00	60.00		
	計			95.00	190.00	0	
添谷	11	F	岩立	11.00	22.00		
	53	B	添谷	7.00	14.00		
	計			18.00	36.00	130	10m × 10m = 100m ² 3m × 10m = 30m ²
父原	36	D	父原	20.00	40.00		
	120	C	船越	10.00	20.00		
	計			30.00	60.00	40	2m × 10m × 2箇所
				143.00	286.00	170	

岸本				95.00	190.00	0	
溝口				48.00	96.00	170	
計				143.00	286.00	170	